



三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

平成 31 年 2 月号

代表 便り

## 決算公開号

今月号は、毎年恒例三上税理士法人&三上行政書士事務所の決算公開号となっています。 顧問先のみ別紙にて公開となります。

皆さんが私の事務所の決算と経営計画を見てどう思うか?毎年ハラハラドキドキです。 少しでも多くの社長の皆様が経営計画を見て、「計画を作るのも良いものだな」と刺激を 受けてもらえれば幸いです。

もしも経営計画の作成の仕方がわからないと いうことであれば、アドバイスしますので、何 なりとお申し付けください。



## 2月の税務

- ・12 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 申告期限…2 月 28 日(木)
- ・6 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…2 月 28 日(木)
- ・固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

納付期限…2月中において各自治体の条例で定める日





本店 便り

文責:亀田

### Jr.誕生!!

昨年 11 月に Jr.が誕生いたしました!

今月は一言! とにかく か・わ・い・い!!

既に親バカぶりを発揮しています(笑





# インター店 便り

### 退職のご挨拶

一身上の都合により、平成31年1月31日をもちまして退職することとなりました。

文責:服部

入社してから約5年半、至らぬ点も多々あったかと思いますが、皆様には時に厳しく、 時に優しくお言葉をいただき、大変お世話になりました。

三上税理士法人での経験は、私にとって貴重な財産に なりました。歩む道は変わりますが、今まで経験したこ とを糧として、今後とも頑張る所存です。

末筆ながら、顧問先の皆様のますますのご発展とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

本当に、ありがとうございました。



## 無料経営相談

今月の無料経営相談は、誠に勝手ながら<mark>お休み</mark>させていただきます。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



経営 情報

文責:宮澤

## セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション税制とは、平成 29 年に始まった医療費控除の特例のことを言います。

この制度が始まった時は話題になったものの、実際に利用されている方は少ないのでは ないでしょうか。

### 医療費控除とセルフメディケーション税制の違い

|        | 医療費控除          | セルフメディケーション税制  |
|--------|----------------|----------------|
| 対象     | 医師の診察・治療費、ドラッグ | スイッチOTC医薬品の購入  |
|        | ストアで購入した治療に必要な |                |
|        | 医薬品代、通院にかかった   |                |
|        | 公共交通機関の運賃など    |                |
| 控除額    | 10万円を超えた金額(※)  | 1万2,000円を超えた金額 |
| 控除額の上限 | 200万円          | 8万8,000円       |
| 控除の条件  | なし             | 申告者が定期健康診断、    |
|        |                | 予防接種、メタボ検診、    |
|        |                | がん検診などを受けていること |

※総所得が200万円以上の場合

医療費控除が 10 万円を超えた金額が控除対象となるのに比べ、セルフメディケーション 税制は制度の対象となる金額が 1 万 2000 円を超えた金額と低いため、対象となる世帯は 多くいらっしゃると思います。

スイッチ OTC 医薬品には湿布や禁煙補助剤なども含まれるため、肩こりに悩む方や禁煙に励んでいる方もセルフメディケーション税制を受けられる可能性があります。

対象となる医薬品には



のマーク

がついているため、一度家にある医薬品を確認してみて はいかがでしょうか。

対象の医薬品の領収証が 1 万 2000 円以上ある方は、 是非今年の確定申告にご利用ください。

※なお、**医療費控除とセルフメディケーション税制とは 併用できません**のでご注意ください。



#### く参考>

"市販薬も医療費控除の対象に!? - セルフメディケーション税制を活用しよう"マイナビニュース

https://news.mynavi.jp/article/20170310-selfmedication/,(参照 2019-01-08)

## 行楽 日記

#### 文責: 今井

### 初詣

みなさん初詣はどこへ行きますか?

我が家では、年末年始に長野の実家へ帰省しているので、毎年善光寺へ出かけます。

善光寺は長野市元善町にある無宗派の寺院で、本尊は日本最古と伝わる一光三尊阿弥陀如来。本堂は国宝に指定されており、「一生に一度は善行寺詣り」と言われています。

長野の冬なので、とても寒く、大雪の中の初詣という年もありますが、今年はとても天気が 良く気持ちの良い初詣でした。

その代わりに…いつもより人出もスゴイ!! 参拝の列は山門のはるか下まで続いていました。

ひたすら並ぶこと 30 分…ようやく本堂の中へ。もみくちゃにされながらおびんずるさん(びんずる尊者) まで到達しました。

ちなみに、撫仏とも呼ばれるおびんずるさんは、患部と同じ部分をなでると病気が治ると言われ、参拝者に触られすぎて全体がつるつるにすり減ってしまっています。なんとか子どもたちにおびんずるさんの頭を触らせ、内陣前でお参りをして本堂の外へ出ました。

今回の初詣も元旦から大変でしたが、たくさんの人が集まる活気ある雰囲気を存分に味わうことができました。

みなさんの新年もよい年になりますように。





### 三上税理士法人

#### ■本店

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階 TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039

#### ■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info